

**学校教育法施行規則の一部を改正する省令案及び高等学校学習指導要領案  
に対する意見公募手続（パブリックコメント）の実施について**

平成30年2月14日  
初等中等教育局教育課程課

文部科学省では、平成28年12月21日の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」等を受け、学校教育法施行規則の一部改正及び高等学校学習指導要領の改訂を予定しています。

つきましては、本件に関し、広く国民の皆様から御意見をいただくため、パブリックコメント（意見募集）を行います。

御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

なお、下記の要領にのっとっていないものは受領いたしかねますので、御了承ください。

**【1. 案の具体的内容】**

→別添資料参照

**【2. 意見の提出方法】**

- (1) 提出手段 郵送・FAX・電子メール・電子政府の総合窓口の意見提出フォームから  
(電話による意見の受付はいたしかねますので、御了承ください)
- (2) 提出期限 平成30年3月15日（木）必着（郵便についても期限内必着）
- (3) 宛先

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省初等中等教育局教育課程課 宛

FAX番号：03-6734-4900

電子メールアドレス：shidouyouryou@mext.go.jp

（判別のため、件名は「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案について」  
又は「高等学校学習指導要領案について」としてください。また、コンピュータウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入ください。）

**【3. 意見提出様式】**

以下の項目を記載ください。

- ・ 件名（「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案について」又は「高等学校学習指導要領案について」のいずれか）
- ・ 氏名（法人又は団体の場合はその名称）
- ・ 性別（法人又は団体の場合は記載不要）
- ・ 年齢（法人又は団体の場合は記載不要）
- ・ 職業（在学中の場合は「高校生」「大学生」など在学习する学校段階を記載。法人又は団体の場合は「団体」と記載）
- ・ 住所（法人又は団体の場合は主たる事務所の所在地）
- ・ 電話番号
- ・ 意見
- ・ 意見の分類番号（別紙参照）

※ 御意見が1000字を超える場合、その要旨を別途記載してください。

※ 複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点ごとに別葉としてください。（1枚1意見、1メール1意見としてください。）

**【4. 備考】**

- ① 御意見に対して個別には回答いたしかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ② 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

（初等中等教育局教育課程課）

## 意見の分類番号について

分類番号	御意見の内容
①	「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案」に関する事
②	「高等学校学習指導要領案」全体に関する事
③	「高等学校学習指導要領案」【第1章 総則】に関する事
④	「高等学校学習指導要領案」【第2章第1節 国語】に関する事
⑤	「高等学校学習指導要領案」【第2章第2節 地理歴史】に関する事
⑥	「高等学校学習指導要領案」【第2章第3節 公民】に関する事
⑦	「高等学校学習指導要領案」【第2章第4節 数学】に関する事
⑧	「高等学校学習指導要領案」【第2章第5節 理科】に関する事
⑨	「高等学校学習指導要領案」【第2章第6節 保健体育】に関する事
⑩	「高等学校学習指導要領案」【第2章第7節 芸術】に関する事
⑪	「高等学校学習指導要領案」【第2章第8節 外国語】に関する事
⑫	「高等学校学習指導要領案」【第2章第9節 家庭】に関する事
⑬	「高等学校学習指導要領案」【第2章第10節 情報】に関する事
⑭	「高等学校学習指導要領案」【第2章第11節 理数】に関する事
⑮	「高等学校学習指導要領案」【第3章 主として専門学科において開設される各教科】に関する事
⑯	「高等学校学習指導要領案」【第4章 総合的な探究の時間】に関する事
⑰	「高等学校学習指導要領案」【第5章 特別活動】に関する事
⑱	その他

※複数の分類にまたがる御意見については、分類番号を複数記載ください。

(例) 国語及び外国語に関する事の場合：「④、⑪」と記載